

# 第五次昭島市基本構想素案

昭島市総合基本計画審議会

## 目 次

<b>1 基本構想の策定にあたって</b>	<b>1</b>
(1) 策定の趣旨と目的	1
(2) 策定の背景	1
① ライフスタイルや価値観の多様化	1
② 少子化・超高齢社会の到来	2
③ 環境問題への対応と持続可能な社会の構築	2
④ 安全・安心への意識の高まり	3
⑤ グローバル化の進展	3
⑥ 高度情報ネットワーク社会の到来	4
⑦ 地方分権型社会・自主自立の行財政運営の確立	4
(3) 策定の前提	5
① 目標年次	5
② 将来人口	5
③ 施策の範囲と対象地域	5
<b>2 まちづくりの理念</b>	<b>6</b>
(1) 人間尊重	6
(2) 環境との共生	6
<b>3 まちづくりの視点</b>	<b>7</b>
(1) 安全で安心なまちづくり	7
(2) ユニバーサル社会を目指したまちづくり	7
(3) 市民主体による協働のまちづくり	7
(4) 地球環境に配慮したまちづくり	8
(5) 「あきしまらしさ」を育むまちづくり	8
<b>4 将来都市像（まちづくりの目標）</b>	<b>9</b>
<b>5 施策の大綱</b>	<b>10</b>
(1) 心ゆきかう あきしま（明るい地域社会の形成）	10
① 人と人をつなぐ（コミュニティとネットワークの推進）	10
② ともに守る（安全・安心の確保）	11
(2) ともに支え合う あきしま（健康と福祉の充実）	12
① 心とからだを支える（健康づくりの推進）	12
② 地域で支え合う（地域福祉の充実）	12

(3) 未来を育む あきしま (教育・文化・スポーツの充実) .....	14
① ともに育む (学校教育の充実) .....	14
② ともにあゆむ (青少年の育成) .....	14
③ 「あきしまらしさ」を築く (市民文化・学習・スポーツの推進) .....	14
(4) 環境をつなぐ あきしま (循環型社会の形成) .....	16
① ともに保つ (生活環境の維持・向上) .....	16
② 水と緑を守る (水と緑の保全・再生) .....	16
③ 未来につなぐ (地球環境の保全) .....	16
(5) 基盤を築く あきしま (快適な都市空間の整備) .....	17
① ともに築く (都市基盤の整備) .....	17
② 安心とやすらぎを築く (市街地の整備) .....	17
(6) 躍動する あきしま (産業の活性化) .....	18
① 脳わいをつなぐ (活力ある産業の振興) .....	18
② ともにはたらく (勤労者の福祉向上) .....	18
③ 豊かに暮らす (消費生活の充実) .....	18
<b>6 基本構想の推進に向けて .....</b>	<b>19</b>
(1) 情報の共有と協働、パートナーシップの推進 .....	19
(2) 地方分権と広域的な連携・協力の推進 .....	19
(3) 自主自立による行財政運営の推進 .....	19
(4) 計画行政の推進 .....	20
① 基本構想 .....	20
② 基本計画 .....	20
③ 実施計画 .....	20
(5) 憲章・都市宣言趣旨の推進 .....	20

## 1 基本構想の策定にあたって

### (1) 策定の趣旨と目的

第四次基本構想は、「人間尊重」と「環境との共生」を基本理念に、「人・まち・緑の共生都市あきしま」をめざすべき将来都市像と定め、平成13年(2001年)3月に策定されました。この基本構想は、平成22年(2010年)度を目標年次とする10年間の長期計画であり、まちづくりの基本的な方向性を示し、市民と行政の共通の目標となる、行政運営の総合的な指針です。

以来、その精神を踏まえ、ともに力を合わせて、人が人として尊重され、かけがえのない環境を将来にわたって維持し、次世代に誇りを持って引き継ぐことができるまち「昭島」を築いてきました。

しかし、昭島市は、今、急激な少子・高齢化や、社会・経済の構造的変革など、時代の転換期を迎える、これらの社会・経済環境の変化などから派生する新しい課題への対応が求められています。

これらの課題に的確に対応し、市民が誇りと愛着をもち、個性と魅力にあふれ、品格のある「新しい昭島」のまちづくりを進めるために、第四次基本構想を発展的に継承し、市民と行政の新たな共通の目標として、第五次基本構想を策定します。

### (2) 策定の背景

第五次基本構想の策定に向けて踏まえるべき、社会・経済の現状や課題は以下のとおりです。

「新しい昭島」のまちづくりを進めていくためには、こうした時代背景を的確にとらえ、新たな課題に対し、市民と協働し、創意と勇気を持って取り組んでいく必要があります。

#### ① ライフスタイルや価値観の多様化

都市化の進展や核家族化、就労形態の変化などにともない、人々のライフスタイルは多様化し、心の豊かさを重視し、一人ひとりの個性を尊重する傾向が強まっています。

団塊世代が大量退職する時代が到来し、NPOやボランティアなどの地域活動や生きがいづくりに关心が集まっており、同時に、今までの経験を活かして、地域での新たなコミュニティ活動などの担い手となることが期待されています。

また、社会の成熟化にともない、市民の地域への貢献意識も高まっており、行政が今まで果たしてきた範囲にとどまらず、「公」の役割を市民や団体、企業等が幅広く行政と協働し、ともに担う活動が広がりをみせています。これからのまちづくりでは、市民との協働は、めざすべき目標の段階を超えて、欠かすことのできない仕組みの一つとなっています。

本格的な「人生80年時代」を迎え、生涯において心身ともに健康で自立した、自由に過ごせる時間が増加し、自らの選択により多様な集団に帰属しつつ、相互に

補完し合いながら、地域のネットワークが広がっていきます。これらをあるべき将来の姿と捉え、多様な価値観を容認し、多様なライフスタイルの選択が可能な、いわゆる「多選択社会」の実現が大切になっています。

近年、共働き世帯の増加、NPOやボランティア活動への参加など、社会参加する女性が増えてきました。男女が性別に関わりなく個性や能力を発揮できる社会づくりをより進めていくために、意識啓発や知識習得の取り組みとともに、自治体や地域団体、NPO、企業、大学など多様な主体の連携・協働による実践的活動への取り組みが求められています。

## ② 少子化・超高齢社会の到来

我が国の人口は、平成17年（2005年）に初めて減少に転じ、21世紀半ばには、1億人を割り込むと推計されています。合計特殊出生率は、若干の上昇は見られたものの、依然として人口維持に必要とされている2.08程度を下回っており、未婚化・晩婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下も進んでいます。少子化の進展により、経済活力の低下や家庭の養育力・介護力、地域活力の低下などが懸念されており、安心して子どもを生み育てることができる子育て環境の整備やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現などが求められています。

また、平成19年（2007年）には、高齢化率が21%を超える5人に1人が高齢者という、どの国も未だかつて経験したことのない超高齢社会となりました。今後も、より一層高齢化は進行し、40年余り後には2.5人に1人が高齢者となることが予測されています。急速な高齢化の進行により、社会保障費の増大等が懸念されており、国と地方の役割分担や給付と負担のバランス、世代間・世代内の公平性が求められるとともに、子どもから高齢者まですべての人が、障害のあるなしや、年齢・性別などに関わらず、誰もがともに支えあい、安心して生活ができる地域福祉社会の実現が必要となっています。

一方、高齢化の進展には、健康で社会参加意欲の高い人々の増加という側面もあり、豊かさや生きがいを実現できる地域づくりが求められています。また、ノーマライゼーションの理念は地域社会に着実に浸透し、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮できる「ユニバーサル社会」の形成が課題となっています。

## ③ 環境問題への対応と持続可能な社会の構築

21世紀は「環境の世紀」であるといわれています。今日の環境問題は、大気や水質、土壤の汚染、騒音や振動、廃棄物、自然保護や生態系の問題、地球温暖化や気候変動など、身近なものから地球規模のものまで、非常に幅広く、さまざまな対応が求められています。

地球規模の環境問題としては、地球温暖化による異常気象と、それにともなう水資源や食料生産の不安定さなども懸念されており、環境への負荷の少ない「持続可能な社会」の構築に向けた取り組みが世界共通の課題となっています。

また、身近な環境問題の一つである廃棄物対策については、環境への負荷をできる限り少なくする循環型社会を目指し、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、さらなるごみの減量化を図ることが必要となっています。

環境問題の解決に向けては、ライフスタイルの見直しを図り、省資源・省エネルギー・リサイクルを基調とした仕組み・体制づくりを、市民や事業者、行政などのパートナーシップにより構築し、その輪を広げ、力強く後押ししていくことが求められています。

また、環境問題と関連して「食」と「農（農業）」の問題が注目を集めており、食料の消費に関する知識の普及、情報の提供や農に関する教育の振興など食農教育の推進が望まれています。

#### ④ 安全・安心への意識の高まり

地震や異常気象など自然災害の多発や、近い将来に南関東において高い確率で大地震が発生する可能性を受け、市民の防災意識が高まっています。災害が発生した場合にもその被害を最小限にするため、災害に強い都市基盤の整備や、地域防災力の強化など、さまざまな地域で防災への取り組みが実施されています。

また、我が国の犯罪数は減少傾向にありますが、戦後の時期にあっては依然として高い状況にあります。高齢者に対する詐欺事件が多発するなど、身近な地域での犯罪が増加する一方、犯罪は多様化、巧妙化しているため、生活上の不安要因となっています。

さらには、食品の虚偽表示による食の安全に対する不安や住宅の耐震偽装問題、新たな感染性疾患の問題なども発生しており、安全・安心して暮らすことができるまちづくりへの対応が必要となっています。

#### ⑤ グローバル化の進展

世界的規模での経済活動や情報技術の高度化、交通手段の多様化等により、グローバル化が一層進展しています。これにより、世界的な競争が激化し、産業、学術の分野において、付加価値の高い製品やサービスへの転換、先端的な技術の積極的な開発、専門的な知識や高度な技能を有する人材の育成などが求められています。

また、日本の観光魅力を海外に発信し観光客を呼び込むビット・ジャパン・キャンペーンも推進されており、市民にとって国際交流が身近なものとなってきています。今後は、地域独自の歴史や文化等を活かし、その魅力を外部へ発信できる地域づくりや、言葉や習慣等の違いによるコミュニケーションギャップを乗り越え、外国人にもやさしい「多文化共生」のまちづくりを進めていくことが大切になってきます。

## ⑥ 高度情報ネットワーク社会の到来

いつでも、どこでも、誰でもネットワークを利用できる「ユビキタスネットワーク社会」への移行が進んでいます。産業の分野では、電子商取引や電子タグ、非接触型ＩＣカードなどへの活用が進み、携帯電話は、インターネット接続や電子メール、動画や写真の伝送、決済等の機能を持つ総合的な情報通信端末に変化しつつあります。今後は、テレワークによる労働力不足の解消、ネット販売システムによる農産品・特産品の販路拡大、遠隔医療の充実など市民の利便性の向上と安全・安心な暮らしの実現といった効果が期待されています。

また、電子自治体の推進に向け、住民基本台帳ネットワークや、行政手続のオンライン化などが進められており、行政サービスの高度化による市民の利便性の向上も図られています。

一方で、個人情報やプライバシーの保護、情報セキュリティの確保、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差（デジタルディバイド）への対策、電子商取引を巡るトラブル、インターネットや携帯電話による犯罪など、情報化にともなう新たな課題にも積極的に取り組んでいくことが必要となっています。

## ⑦ 地方分権型社会・自主自立の行財政運営の確立

地方自治体が主体性・独自性を発揮できる「地方政府」の確立に向けて、地方の役割と自主性の拡大を目指し、国と地方の役割分担の明確化や国の出先機関の見直し、必要な財源確保に向けた検討とともに、地方自治体は自らの判断と責任において行政を運営していく地方分権型社会・自主自立の行財政運営への転換が求められています。

また、福祉や環境、教育、文化、まちづくりなどさまざまな分野で市民の自主的な活動が広がりを見せており、これから的地方分権型社会では、市民参画の拡充により行政から市民への分権を進め、市民の選択と責任に基づく市民協働のまちづくりにより、ゆとりや豊かさ、やりがいや生きがいなどを実感できる地域社会を築いていくことが課題となっています。

一方、施策や事業の成果を重視した行政運営、市民への積極的な情報公開や説明責任の徹底など行政運営における透明性の確保も重要度を増しています。

### (3) 策定の前提

---

第五次基本構想は、次の条件を前提として策定しました。

**① 目標年次**

平成 23 年度（2011 年度）を初年度とし、平成 32 年度（2020 年度）を目標年次とします。

**② 将来人口**

目標年次における昭島市の人口を 11 万 5 千人と想定します。

**③ 施策の範囲と対象地域**

基本構想は、市が実施する施策を主体に、その基本的方向を示すものですが、国や東京都などが行う施策についても、昭島市に関わるものについては計画に含めます。

また、対象地域は、昭島市全域としますが、広域的な関わりをもつ施策については、近隣自治体や東京都との連携を踏まえ、対応するものとしました。

## 2 まちづくりの理念

第四次基本構想では、「人間尊重」と「環境との共生」をまちづくりの理念に掲げ、平和のもとに、市民一人ひとりが尊重され、健康で文化的な生活ができる社会の実現と、かけがえのない環境を将来にわたって維持していくため、人と環境が調和したまちづくりを進めてきました。

市民の安全で快適な暮らしは、社会の平和が維持され、はじめて実現できるものです。また、「人間尊重」と「環境との共生」という理念は、まちづくりの基本として、決して色あせることなく、今後のまちづくりにおいても欠くことのできないものとなっています。

第五次基本構想においては、平和な社会のもと、次世代に誇りを持って引き継げる、品格のあるまちを築いていくため、第四次基本構想の理念を変わることなく引き継ぎ、再び「人間尊重」と「環境との共生」をまちづくりの理念として掲げ、守り育てていくものとします。

### (1) 人間尊重

人間尊重の理念こそが、まちづくりの基本です。市民が自らの意思でその能力を十分に発揮し、生きがいのある豊かな生活をおくるため、一人ひとりが個人として尊重され、互いに信頼しあい、健康で文化的な生活をおくることができる社会の実現をめざします。

### (2) 環境との共生

環境は、人類だけではなく地球上の生物すべての生存の基盤であり、人間の暮らしを支える最も重要な要素です。このかけがえのない環境を将来にわたって維持していくため、身近な環境から地球環境までをも視野に入れたなかで、環境に与える負荷を低減し、資源を循環し、持続可能となる社会を実現するため、人と環境が調和したまちづくりをめざします。

### 3 まちづくりの視点

市民が、自らが暮らすまちに誇りと愛着をもち、そして住み続けたいと思うためには、地域において、安全で、安心して、元気で暮らしていくことが必要です。それとともに、地域の中でお互いに支えあい、その持てる能力を最大限に発揮できることも必要です。

また、地域の課題解決に市民が主体的に参画し協働していくことができれば、地域はより豊かで活力に満ちたものとなります。さらには、豊かで貴重な自然環境を将来にわたって共有するとともに、個性的な魅力あるまちづくりを進め、内外に積極的に発信していくことも重要です。

人も、まちも、緑も元気なあきしまのまちづくりは、以下の五つの視点を大切にします。

#### (1) 安全で安心なまちづくり

まちは、そこに住む人たちの活動を支えるだけでなく、命や暮らしを守る場でもあります。日々の生活を安心して快適に過ごすためには、まちの安全が確保されることが基本となります。

そのためには、引き続き災害に強い都市基盤の整備に努めるとともに、地域の特性を考慮しつつ、地域の防災力や防犯、交通安全の意識を高め、ともに支えあい、助け合えるまちづくりを進めることができます。

誰もが安全で、安心して快適に暮らし続けることのできるまちを築くため、「安全で安心なまちづくり」への視点を大切にします。

#### (2) ユニバーサル社会を目指したまちづくり

昭島は、多くの人々が暮らし、働き、学び、訪れる場です。その中で人が個人として尊重されるためには、ユニバーサル社会を実現していくことが重要です。

ユニバーサル社会とは、子どもも高齢者も、女性も男性も、障害のある人もない人も、また国籍や民族に関係なく、誰もが自分らしい生き方を自ら選び、地域でともに支え合いながら、持てる能力を最大限に発揮し、自立した生活をおくことができる社会です。この実現に向け、「ユニバーサル社会を目指したまちづくり」を視点の一つに置きます。

#### (3) 市民主体による協働のまちづくり

まちづくりの主役は、市民です。市民一人ひとりがまちづくりの主体として、自ら決定し、参画し、その能力を発揮することが地域力を高めていくことにつながります。

また、まちの活力は、日々の様々な営みにあわせ、市民や団体の自主的な活動や地域における協働により生み出されています。市民、団体、企業そして行政が、それぞれの役割と責任を明確にしながら連携し、協働してまちづくりを進めることができます。

まちをより豊かで活力に満ちたものにしていくため、「市民主体による協働のまちづくり」の視点を大切にします。

## (4) 地球環境に配慮したまちづくり

---

温暖化に代表される地球規模での環境問題は、今や人類共通の課題となっています。私たちが住む地球は、私たちの世代、そして人類だけのものではありません。日々の暮らしや様々な生産活動、サービスの提供が環境に影響を与えるという認識に立った、持続可能な社会の実現に向けた対策が求められています。

あらゆる場面で、再生可能なエネルギーの使用、資源の循環など地球環境への負荷を最大限減らす努力をするとともに、昭島の地域特性である緑と水の保全、再生を進めるため、「地球環境に配慮したまちづくり」の視点を大切にします。

## (5) 「あきしまらしさ」を育むまちづくり

---

地域の個性は、市民一人ひとりの活動が源泉となり、地域のなかで交流し、共通の認識を持ちながらつながりを形成する過程で創出されます。その中で、地域が育んだ歴史や伝統が生かされ、文化の香りと豊かな感性にあふれた昭島の魅力が見出されるとともに新たに創造されます。

「あきしまらしさ」とは、個性と魅力にあふれ品格のある、質の高いまちや地域にほかなりません。地域のなかでともに見出し、ともに創り上げていく「あきしまらしさ」が内外に広く発信され、人々が繰り返し訪れたくなる賑わいと活力にあふれたまちづくりを進めることができます。

市民とともに「あきしまらしさ」を創造し、守り育てていく「あきしまらしさ」を育むまちづくりを進めます。

## 4. 将来都市像（まちづくりの目標）

「新しい昭島」のまちづくりが理想とするのは、すべての市民が「昭島をふるさととして愛し、昭島に住むことに誇りをもち、昭島に住み続けたい」と願い、この願いが親から子、子から孫へとつながるまちです。

この理想を実現していくため、人が人として尊重され、環境と共生するまちづくりを基本とし、すべての人がその個性や能力を最大限に発揮できるまち、健康で安心して暮らせるまち、教育と文化を大切にし、あきしまらしさを育むまち、かけがえのない環境を次の世代につなぐまち、質が高く、快適で成熟したまち、魅力と活力にあふれたまちを目指します。

人も、まちも、緑も元気な「新しい昭島」をともに創りあげていくため、市民と行政がめざす将来都市像を次のとおり定めます。

**ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま**  
**～ 人も元気 まちも元気 緑も元気 ～**

## 5. 施策の大綱

施策の大綱は、「まちづくりの理念」と「まちづくりの視点」に基づいて将来都市像を実現していくため、まちづくりの施策の大きな方向性を示すものです。

施策の基本となる6本の柱として、施策の大綱を次のように定めます。

- (1) 心 ゆ き か う あきしま (明るい地域社会の形成)
- (2) ともに支え合う あきしま (健康と福祉の充実)
- (3) 未 来 を 育 む あきしま (教育・文化・スポーツの充実)
- (4) 環 境 を つなぐ あきしま (循環型社会の形成)
- (5) 基 盤 を 築 く あきしま (快適な都市空間の整備)
- (6) 躍 動 す る あきしま (産業の活性化)

### (1) 心ゆきかう あきしま (明るい地域社会の形成)

市民主体のまちづくりや快適で活力のある元気な地域社会の実現に向け、地域のネットワークやコミュニティの活性化が求められています。多様な価値観を容認し、多様なライフスタイルの選択が可能となる「多選択社会」や、性別や年齢、障害のあるなしに関わりなく個性や能力を最大限に発揮することができる「ユニバーサル社会」の形成をより一層推進とともに、住民の利便性を向上させ、地域経済の活性化にもつながる地域情報化への取り組みを進めていくことも欠くことができません。グローバル化の時代をむかえ、多様な価値観を認めあうことのできる「多文化共生」のまちづくりを推進していくことも重要です。

また、防災や防犯、交通安全対策の充実をはかり、市民が安全で安心して快適に暮らせるように、安らぎとゆとりのあるまちを市民とともに創造していくことが必要です。

#### ① 人と人をつなぐ (コミュニティとネットワークの推進)

快適で活力ある地域社会は、市民一人ひとりのいきいきとした活動を源に、人々が地域で交流し、連携し、協力することを通して形成されます。市民が自らの選択と判断で地域のコミュニティやネットワークに参加し、主体的な活動が可能となるよう、組織づくりや、相互のネットワーク、活動の場などの環境づくりを支援します。

また、性別や世代を超えて、社会的利益や責任をともに分かち合うことができる、「男女共同参画社会」の形成を進めるとともに、すべての市民が年齢や性別、障害のあるなしに関わりなく、互いに尊重し、思いやり、地域でともに支え合いながら、個性や能力を発揮し、安心して暮らしていく、「ユニバーサル社会」の形成を推進していきます。

グローバル化が進み、日常的な暮らしの中で、外国人と接する機会も増えてきました。今後は、多様な文化と価値観を尊重し、受け入れていく「多文化共生」のまちづくりを進め、国際理解をより深めるとともに、個性と魅力にあふれた「あきしまらしさ」を内外に発信し、人々が訪れ、参加し、交流していく、ふれあいと賑わいにあふれた元気なまちづくりをめざします。

高度情報ネットワーク社会は、地域社会の活性化や住民の利便性の向上などあらゆる分野で大きな可能性を秘めています。個人情報の保護や情報セキュリティ対策などに配慮しつつ地域情報化を進め、活力ある、開かれた地域づくりを進めます。

## ② ともに守る（安全・安心の確保）

昭島で生活している人が安心して暮らし、過ごせるように、「自分たちのまちは自分たちでつくり、そして守る」という意識のもと、市民や企業、地域のコミュニティやネットワークと連携し、協力して、災害に強く、犯罪や交通事故の少ない、安全で安心なまちづくりを進めます。

大規模な災害から市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをめざすため、自主防災組織を育成し、その活動を支援するとともに、防災関係機関と連携し、地域防災力の向上を促進します。さらに、災害時に備え、学校など身近な公共施設における必要な物資の備蓄を充実させるとともに、市民や団体、企業などとの連携・協力による救援体制の確立をめざします。

また、まちの安全・安心を確保するため、市民とともに地域ぐるみで犯罪の少ない明るい地域社会づくりを進め、防犯意識を高めるとともに、交通安全意識の普及・啓発や交通安全施設の整備に努め、交通事故の少ない安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

## (2) ともに支え合う あきしま （健康と福祉の充実）

---

だれもが、自らの判断や価値観、ライフスタイルに基づき、生涯を通じて、自立し、生きがいを持って元気に暮らしていくことを望んでいます。このような充実した日常生活をおくる基本は、心身ともに健康であることです。そのためには、日頃から、自らの健康に关心を持ち、バランスのとれた食生活や適度な休養・運動などを心がけ、心身の健康に配慮した生活習慣を身につけることが重要です。

また、ユニバーサル社会や地域福祉の考え方に基づき、年齢や性別、障害のあるなしに関わらず、地域住民がともに支え合い、あたたかい交流のもと、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを進めていかなければなりません。

### ① 心とからだを支える （健康づくりの推進）

健康はかけがえのない財産であり、幸せな生活を営むための基礎です。

超高齢社会を迎え、健康や医療に対する市民の関心が増すなか、予防を重視した健康づくりの推進や、利用者が安心して医療サービスを受けることができる環境の確保が求められています。

健康づくりには、若いときから自分の健康に关心を持ち、一人ひとりが「健康は自ら守る」という意識を持ち、実践していくことが大切です。そのため、健康に関する知識の普及や啓発に努め、市民の健康づくりを幅広く支援し、市民が身近なところで、いつでも楽しく健康づくりに取り組むことができるまちづくりを進めます。

また、地域で安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、在宅医療や急病・救急医療体制の充実に努め、質の高い地域医療をめざすとともに、母子保健から成人・高齢者保健までライフステージに合わせた保健サービスの充実をはかります。

厳しい事業運営が続く国民健康保険は、引き続き健全な運営の確保に向けて努力していくとともに、将来にわたって安定的で持続可能な制度とするよう、財政基盤の強化や医療制度全体の抜本的改革について、国に要請して行きます。

また、介護保険においては、持続可能な制度運営を基本としつつ、介護負担の軽減をはかり、できる限り地域で生活を続けられるよう、地域ケアの充実とニーズに応じた質の高いサービスの提供をはかります。

国民年金については、高齢社会を迎え、その果たす役割はますます重要度を増していることから、安定的な制度運営を国に要請するとともに、制度の周知に努めます。

### ② 地域で支え合う （地域福祉の充実）

市民のだれもが、住みなれた地域で、充実した生活を続けていくためには、地域のすべての人々がともに支え合い、助け合い、安心して暮らすことができる地域福祉社会を実現していかなければなりません。そのため、地域のコミュニティやネットワークを中心として、市民やボランティア団体、企業などと連携し、協働して、その実現を推進していきます。

子どもたちが個人として尊重され、自主性や個性を伸ばしながら心身ともに健やかに育つ地域は、まちづくりの目標の一つです。また、そのにぎやかな声につつまれた地域は、持続可能な社会を確かなものとすることにつながります。少子化傾向が継続するなか、子どもを生み育てやす

い環境の整備は、これからまちづくりにおいて不可欠なものとなっています。負担感を感じることなく、自らが希望する出産や子育てがかなえられるようにするために、ワーク・ライフ・バランスの実現により、子育てと仕事の両立をはかるとともに、ニーズに合った多様なサービスの提供に努めます。また、地域のコミュニティやネットワークと連携し、協力しながら、地域全体で支援し、子育てに関わるすべての人が、子育てに喜びとやりがいを感じられるようなまちづくりを進めます。

地域福祉やユニバーサル社会の理念に基づき、高齢者や障害者が自らの意思と選択により、また、地域の理解と支援のもとで、住み慣れた地域でいきいきと活動し、健康で自立した生活をおくることが大切です。そのため、身近な相談体制や安心して社会参加ができる仕組みを整備し、生きがいづくりや就労の支援にも努めます。また、地域での生活に介護が必要な高齢者や障害者に対しては、きめ細やかで多様なサービスを提供し、家庭の負担を軽減し、地域全体で支える体制づくりを進めます。

経済的に自立した生活をおくることができない人々などの援護についても、制度の適切な活用をはかり、安定した生活と自立に向けた積極的な支援に努めます。

### (3) 未来を育む あきしま (教育・文化・スポーツの充実)

---

新しい時代を担う子どもたちが、新たな時代を元気でたくましく切り開いていくために必要となる「生きる力」を身につけることを重視し、家庭や地域、学校が連携し、協力しながら、子どもたちの豊かな感性と、能力、個性を伸ばす学校教育を推進します。また、青少年の健やかな成長を育む環境を整備するとともに、幼児教育の、より一層の充実に努めます。

人生 80 年時代を迎え、人生を通して自由に過ごせる時間が増加し、市民の生涯にわたる学習意欲はますます向上しています。市民の一人ひとりが自分の人生をより豊かにするため、学びたい人が、その能力や適性に応じて、いつでも、どこでも学習できる環境づくりを進めます。

地域に文化の香りやうるおいが感じられるまちづくりを進めるため、市民の主体的な文化・芸術活動を支援し、有形無形の貴重な文化遺産の保存・継承に努めます。また、市民が日常生活のなかで、それぞれの体力や目的に応じ、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しめる環境を整備します。

#### ① ともに育む (学校教育の充実)

学校教育では、子どもたちが環境の変化に柔軟に対応し、社会のなかで自立し、その個性と能力を発揮していけるように、「生きる力」を育み、確かなものとしていくことが重要です。そのためには、「生きる力」の三つの要素である、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」をバランスよく身に着けられるように、基礎・基本の確実な定着と体力の向上をはかり、公共の精神や一人ひとりを大切にし、思いやる心を育む教育を推進します。また、心身に障害のある子どもたちの教育の充実にも努めます。

学校は子どもたちの学習する場であるとともに生活する場でもあります。安全で快適な教育環境の整備を進めるとともに、地域に開かれた学校づくりを推進し、家庭や地域と連携し、協力し、ともに育む教育を推進します。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を築く重要な時期です。幼児一人ひとりの望ましい発達を促し健やかに成長できるよう、家庭、幼稚園、保育園、学校、地域と連携し、幼児教育の充実に努めます。

#### ② ともにあゆむ (青少年の育成)

新たな時代を担う青少年が、地域社会の一員として自覚と自信を持ち、未来に希望を抱きながら人間性豊かな社会人として成長できるよう、家庭、学校、地域と連携し、青少年の健全育成に努めます。

青少年の自立に向け、居場所づくりを推進するとともに、地域活動への参画や社会体験、世代間交流などを進め、家庭、学校、地域と関係機関が一体となった相談体制の充実をはかるとともに、青少年の成長をあたたかく見守る地域社会の形成を推進します。

#### ③ 「あきしまらしさ」を築く (市民文化・学習・スポーツの推進)

ライフスタイルや価値観の多様化により、生きがいのある生活や自己実現を望む市民の生涯学習への意欲が高まっています。市民一人ひとりのニーズに応え、市民が自らの意思で選択し、自

由に学ぶことができる環境の整備が必要です。そのため、学習活動に関わる団体や関係機関との連携を進め、情報の提供や身近な学習の場の確保に努めるとともに、図書館や公民館などの学習の機会やその内容の充実をはかります。あわせて、市民の学習の成果を地域で生かせるような仕組みの構築にも努めます。

市民のふるさと意識を育むためにも、地域に根ざした、「あきしまらしさ」のある市民文化の創造をはかる必要があります。また、グローバル化が進むなか、世界の多様な文化や芸術を受け入れ、相互に交流し、心豊かで活力にあふれた、文化力の高い魅力的な地域を実現していくことも必要です。そのため、市民が質の高い文化・芸術にふれあう機会を拡大し、市民の自主的な文化・芸術活動を支援するとともに、文化・芸術活動が活発に行われ、市民が積極的に参加できる環境づくりを進めます。地域に伝承してきた歴史的・文化的遺産については、その保存、継承に努め、地域文化を創造する素材の一つとして、その活用をはかります。

市民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと元気で楽しく暮らすため、気軽に参加し楽しめる健康づくりから競技スポーツまで、多様なニーズに応じたスポーツ教室や関連イベントの開催、指導者の育成など、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

## (4) 環境をつなぐ あきしま (循環型社会の形成)

---

環境は、人類だけでなく、地球上のすべての生物にとって、かけがえのないものです。誰もが快適で暮らしやすい生活環境を維持していくとともに、環境への負荷を最大限減らし、資源やエネルギーが循環し、持続的な発展が可能となるまちづくりを進め、この貴重な環境を次の世代に引き継いで行かなければなりません。

また、豊かな自然を保全し、その再生を進め、元気な自然と調和のとれた生活環境が形成できるよう、環境と共生するまちづくりを進めていきます。

### ① ともに保つ (生活環境の維持・向上)

地域で安心して、健康的な生活をおくるためには、快適な生活環境を将来に引き継いでいかなければなりません。日常生活や経済活動によって生じる騒音や、水質・大気などへの負荷を最大限減らしていくよう、市民や企業に理解を求めるとともに、連携し、協力しながら、地域の生活環境の維持・向上に努めます。

横田基地の航空機騒音などについては、市民の生活環境の向上を基本に、周辺環境整備や住宅防音工事の対象範囲の拡大、助成内容の充実などについて関係機関に要望するなど積極的な対応をはかります。

また、身近な自然環境を保全し、うるおいのあるまちを形成するため、市民や企業と協働し、地域の緑化や環境美化活動に取り組みます。

### ② 水と緑を守る (水と緑の保全・再生)

良好な自然環境は、人にうるおいを与え、まちの景観を形成し、何よりも多様な生物の生育を支えています。昭島市の恵まれた資源である清流や湧き水による、うるおいとやすらぎのある水辺環境や、武蔵野の面影を残す自然景観を大切にし、次の世代に継承していくとともに、貴重な自然環境を保全するだけでなく、新たに創りだし、育て上げていくような取組みを実践し、支援していきます。

多摩川の河川敷や水路沿いなどの水辺空間の有効利用や緑地、公園の整備など、身近な自然を活用し、市民が自然とふれあえる環境づくりを進めるとともに、市民や団体、地域との連携、協力により、自然環境を守り育てていくネットワークを整備し、人と緑が共生するまちづくりを進めます。

### ③ 未来につなぐ (地球環境の保全)

かけがえのない地球の環境を守り、持続的な発展を可能とするためには、市民や団体、企業と連携し、協力しながら、総合的な環境対策を進めることができます。暮らしと環境との調和をはかるため、省資源・省エネルギー型のライフスタイルを日常生活に浸透させ、環境に関わる地域の活動を幅広く支援し、地域における一人ひとりの取組みから環境対策を進めていきます。環境との共生をはかるため、環境学習を推進し、環境への理解を深め、環境情報の共有化を進めます。

低炭素社会形成に向け、太陽光発電に代表される再生可能な新エネルギーの普及に努め、循環型社会形成との統合的な取り組みを進めるため、市民や団体、企業の取組みを幅広く支援していきます。

身近な廃棄物対策については、ごみの発生や排出を抑制するとともに、資源のリサイクルを推進し、適正な処理の確保に努め、循環型社会の形成をより一層進めていきます。

## (5) 基盤を築く あきしま (快適な都市空間の整備)

---

豊かな市民生活の基礎となる都市基盤や都市機能の充実をはかり、「あきしまらしさ」のある景観の保全や創造に努めるとともに、環境や防災に配慮し、人も、まちも、緑も元気な成熟した都市環境の形成を推進します。

また、市民の誰もが活動しやすい、快適で魅力ある生活環境を創出するために、開発と保全のバランスに配慮するとともに、市民や地域との連携、協力により、できる限り市民の意見が反映されたまちづくりを進めます。

### ① ともに築く (都市基盤の整備)

道路や公園、上下水道、電気、ガスなどの都市基盤の整備は、市民の生活や産業活動を支え、まちの発展に欠かせないものです。市民の意見を反映した計画的な都市基盤整備により、地域の営みを支え、生涯にわたり安心して暮らせるまちづくりを進めます。

道路については、都市計画道路などの幹線道路整備を計画的に進めるとともに、環境や安全性にも配慮し、身近な生活道路の整備を推進し、住民の利便性・安全性向上や産業活動の活性化をはかります。

公園については、市民のニーズに応えた、多様で親しみのある公園の整備を進め、市民の憩いの場やスポーツ、レクリエーションの場としての活用をはかります。また、地域に根ざした公園を目指し、アダプト制度による美化・清掃など、市民との協働による事業の推進をはかります。

上下水道については、施設の適切な維持・管理と災害に強い施設整備を計画的に進め、上水道については昭島の魅力の一つである地下水100%の水道水の安定的な供給に努め、下水道については未整備地区の整備をさらに進め、公衆衛生の保全に努めます。

電気、ガスなどについては、質の高い都市生活の実現に向けた整備の促進を、関係事業者に要請します。

### ② 安心とやすらぎを築く (市街地の整備)

市民や地域と連携し、「あきしまらしさ」のあるまちづくりを進め、ふるさととしての愛着と誇りを育み、訪れる人にも魅力を感じてもらえるような都市環境を創りだします。

市民や地域の理解と協力のもとに、昭島の特色である自然・歴史的景観を守り育て、新たに、やすらぎとうるおいのある都市景観づくりを進め、昭島の都市イメージをより一層魅力あるものへと高めていきます。

また、居住環境の整備や市街地の整備にあたっては、誰もが安心して快適に暮らしていくように、ユニバーサルデザインを基本とし、地域の特性やニーズに配慮し、都市機能を充実させ、利便性・快適性の高いまちづくりを進めます。

良好な市街地の形成を目指し、引き続き駅前整備を推進するとともに、中神土地区画整理事業の進展をはかります。また、立川基地跡地の昭島地区については、東京都が策定した多摩の拠点整備基本計画における「核都市」にふさわしい広域的な機能の導入をはかるとともに、環境や景観に配慮した市街地整備を進めます。鉄道やバスなどの公共交通については、関係機関と協議、連携し、快適な交通環境の実現や利便性の向上に努めます。

## (6) 躍動する あきしま（産業の活性化）

---

産業は、昭島市で働き、暮らしている人々の生活を支え、元気で活力のあるまちを築いていく重要な役割を担っています。活力ある地域経済は、事業者の自主的な経営努力に負うところが少なくありませんが、東京都や関係団体とも連携し、産業活動が自由で活発に展開できるような環境づくりを進めます。次世代の産業を担う人材の育成や経営安定への取組みを支援し、既存産業や観光産業の活性化をはかり、就業、雇用機会が創出・拡大できるように、産業の振興に努めます。

また、それらに合わせて、勤労者や消費者への施策の展開をはかり、市民や地域、企業と一体となって、魅力と活力のある元気なまちづくりに取り組んでいきます。

### ① 賑わいをつなぐ（活力ある産業の振興）

市民のゆとりある生活を支え、地域に活力を生み出すためには、商工業や農業、観光など、地域に根ざした産業の活性化に努めることが必要です。

商業については、消費者の多様なニーズに対応し、地域に住む人々にうるおいを与え、活気がある商店街づくりの支援に努めます。また、利便性の高い買い物空間や、地域の交流空間として、人をひきつけ、賑わいや活力を創りだす商業地の形成に努めます。

工業については、商工会や関係団体と連携し、相談・指導体制や融資制度の充実、異業種間の交流の促進をはかり、中小企業の経営基盤の安定と近代化への支援に努めます。あわせて、今後成長が見込まれる産業分野への創業支援を進めます。また、住宅と工場が混在するなか、企業と地域社会の交流を支援し、工場地域の環境対策の推進をはかり、地域や環境と調和する生産環境の整備を促します。

農業については、都心の近郊という地域的なメリットを生かした都市型農業の振興をはかり、市民と生産者の交流や農畜産物の直売などを推進し、地産地消を展開していきます。農地は、緑地として、また、その保水機能などから、安全で快適な生活環境を確保するうえで重要な役割を果たしています。その保全に努めるとともに、市民が土や緑と親しめる環境を整えるなど、都市と農業の共生したまちづくりを進めます。

観光については、市民や企業、関係機関と連携して、昭島の魅力を内外に発信し、都心の近郊にふさわしい体験型観光を中心とした展開をはかり、「あきしまらしさ」のあふれる観光の振興に努めます。

### ② ともにはたらく（勤労者の福祉向上）

地域産業を支える人々が、いきいきと安心して働き続けられるように、勤労者の福利厚生や労働環境の向上などの支援に努め、働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランスのとれた環境づくりを進めます。また、企業や関係機関と連携し、労働力の流動化時代に対応した、労働者の技能の向上や能力の開発を支援するとともに、就労相談の充実をはかり、雇用の安定や就業機会の拡大に努めます。

### ③ 豊かに暮らす（消費生活の充実）

流通機構の進展や情報技術の高度化など、消費環境の多様化・複雑化に的確に対応するため、情報提供や学習機会などを充実させ、消費者一人ひとりが的確な自己判断により、自主性をもって、健全な消費生活を営むことができるよう、支援に努めます。

また、消費者の権利が守られ、消費者被害を防止するため、消費生活相談を充実し、消費者団体の支援に努めます。

## 6. 基本構想の推進に向けて

少子・高齢化をはじめとした社会情勢の変化や、国や地方を通じた厳しい財政状況が今後も継続すると予想されるなか、基本構想を推進し、新たな課題に的確に対応していくことは、行政に課せられた重要な責務です。基本構想に基づき、その推進と実現に向けた、具体的な手段や方法を示す基本計画や実施計画を策定し、関連計画との整合性や関係行政機関との連携をはかりながら、市民との協働を基本に、総合的、計画的な行政を推進します。

### (1) 情報の共有と協働、パートナーシップの推進

まちづくりの主役は市民であり、この基本構想を推進する根幹となるものは、市民との協働です。市民主体の考えのもとに、相互の信頼関係を築き、良好なパートナーシップを形成し、協働のまちづくりを推進します。

市民と連携して、協働のまちづくりを推進するためには、市政についての説明責任を的確に果たし、市政に関する情報を市民と行政が共有することが必要です。広報・広聴活動のより一層の充実をはかり、わかりやすく市民に開かれた、透明性の高い市政運営をめざします。

また、それぞれの特性を生かして、地域で「公」の役割を担いつつある市民や団体、企業等については、お互いの役割と責任を明確にしながら、その活動を支援していきます。

### (2) 地方分権と広域的な連携・協力の推進

地方分権とは、市民に身近な行政は、市民に身近な自治体が自らの判断と責任で決定し、行うことです。地方分権を推進することにより、地方自治体が自立性を高め、「地方政府」として主体性・独自性を發揮し、市民と連携し、協力しながら、地域の特色を生かした、元気なまちづくりを進めることができます。

このため、地域の特色を踏まえ、住民ニーズに沿った行政サービスの提供が期待される事務や権限の移譲を求めていくとともに、それに対応した、分権時代にふさわしい、恒久的な税財源の移譲を強く求めていきます。

また、市域を越えた取り組みが必要な課題や、昭島市だけでは解決が困難な課題に対しては、近隣の他自治体や都と連携、協力して取り組んでいきます。

### (3) 自主自立による行財政運営の推進

厳しい財政状況や地方分権の進展に伴い、主体的な行政運営や、経営能力の向上が求められています。当面、財政状況の好転は期待できず、限られた財源のなかで、施策の選択と集中をはかり、幅広い行政需要に応えていかなければなりません。

将来にわたって責任を果たすことのできる健全で効率的・効果的な財政運営の確立をめざし、行財政改革のより一層の推進をはかるとともに、自主財源の拡充や民間活力の導入に努め、簡素で効率的な市政運営を基本とした、自主自立による行財政運営を確立していきます。

また、地方分権時代にふさわしい人材の育成に努め、職員の意識改革を進め、職員一人ひとりの能力を向上させるとともに、危機管理体制の充実や、多様な行政課題に柔軟・迅速に対応できる組織体制を整備します。

## (4) 計画行政の推進

基本構想を実現するため、基本計画、実施計画を策定し、施策の計画的な推進をはかります。

### ① 基本構想

基本構想は、本市の将来都市像を掲げるとともに、基本計画及び実施計画を含む昭島市の総合的なまちづくりの基本的指針であり、市民と行政の共通の目標となるものです。

計画期間は10年間とし、平成23年(2011年)度から平成32年(2020年)度までとします。

### ② 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた昭島市の将来都市像を実現するために必要な施策と目標を分野別に体系化したものです。

計画期間は10年間とし、平成23年(2011年)度から平成32年(2020年)度までとします。

### ③ 実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した施策を具体的な事業で示し、その実施年度、事業量、実施主体などを明らかにするものです。施策の進捗状況や重要度・緊急度、財政状況、国や東京都などの施策の動向などを総合的に勘案しながら年次別の事業計画として具体化するものです。実施計画は、社会・経済の変動に対応できるよう、3年間のローリング方式により毎年度作成し、予算編成の指針となります。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
<b>基本構想</b>	平成23年度～平成32年度									
<b>基本計画</b>	平成23年度～平成32年度									
<b>実施計画</b>	←→(平成23年度～平成25年度)									
	←→(平成24年度～平成26年度)									
	←→(平成25年度～平成27年度)									
	《3年間のローリング方式を継続》									

## (5) 憲章・都市宣言趣旨の推進

昭島市は、市民の総意によって「市民憲章」、「高齢者憲章」を定め、「交通安全都市」、「青少年とともにあゆむ都市」、「非核平和都市」及び「男女共同参画都市」を宣言しています。

これらの憲章や都市宣言の趣旨を踏まえ、このまちが誇りあるふるさととして愛され、高齢者が明るくいきいきと暮らせ、そして市民の生命と安全が守られ、青少年が夢と希望を抱いて成長できる、いつまでも平和で、性別に関わりなく個性や能力が発揮できる社会を築いていかなければなりません。

このため、憲章や都市宣言の趣旨をいかした施策の推進に努めます。